

改正後

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）【1面】

平成__年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

住所
（又は
事業所
事務所
居所など）

フリガナ
氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

（1） 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の④の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の④の金額）	⑤	

（2） 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≤⑤の場合は0、①>⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

（3） 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表⑦へ a	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （a－b）（赤字の場合には0と書いてください。）	⑧	

（平成 23 年分以降用）

H23. 11

改正前

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）【1面】

平成__年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

住所
（又は
事業所
事務所
居所など）

フリガナ
氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

（1） 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の④の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の④の金額）	⑤	

（2） 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≤⑤の場合は0、①>⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

（3） 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表⑦へ a	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （a－b）（赤字の場合には0と書いてください。）	⑧	

（平成 22 年分以降用）

H22. 11

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改正後

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）【2面】

2面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦－⑧)
(⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。)
(③の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)

⑨

△をつけて、申告書第三表⑨へ
円

本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧－⑦)
(⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。)
(⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)

⑩

申告書第三表⑩へ

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)		
本年の 2年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑪ (④－⑥) 円
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑫ (⑤－⑦－⑧)
	⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)		
本年の 前年分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑬ (④－⑥)
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (⑤－⑦－⑧)
	⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)		
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)		⑮ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑮へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+②+③)		⑯ 申告書第三表⑯へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥+⑦+⑧+⑪+⑫+⑬+⑭)			⑰ 申告書第三表⑰へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、0とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額 (※)
(⑩－⑰)

⑱

申告書第三表⑱へ
円

※ ⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改正前

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）【2面】

2面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦－⑧)
(⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。)
(③の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)

⑨

△をつけて、申告書第三表⑨へ
円

本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧－⑦)
(⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。)
(⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)

⑩

申告書第三表⑩へ

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)		
本年の 2年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑪ (④－⑥) 円
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑫ (⑤－⑦－⑧)
	⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)		
本年の 前年分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑬ (④－⑥)
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (⑤－⑦－⑧)
	⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)		
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)		⑮ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑮へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+②+③)		⑯ 申告書第三表⑯へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥+⑦+⑧+⑪+⑫+⑬+⑭)			⑰ 申告書第三表⑰へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、0とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額 (※)
(⑩－⑰)

⑱

申告書第三表⑱へ
円

※ ⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑳欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）